

# 厚生労働省における政策評価に関する基本計画（第4期）（案）の概要

## 制度の概要

### 【政策評価の枠組み】

〔根拠法〕

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）

- ① PDCAサイクルによる政策の改善に資するもの
- ② これにより、効率的で質の高い行政、成果重視の行政を推進する
- ③ 国民に対する行政の説明責任を徹底する

〔法律を踏まえた基本方針〕

政策評価に関する基本方針（平成17年12月16日閣議決定）

〔具体的な指針〕

政策評価の実施に関するガイドライン（関係府省了承）等

### 【各府省による政策評価の実施】

#### 政策評価に関する基本計画（3～5年）

（当省の基本計画）

第3期：平成24年度～平成28年度

第4期：平成29年度～平成33年度

＜基本計画で定めるべき事項＞

計画期間、政策評価の実施方針、政策効果の把握に関する事項、事前評価・事後評価に関する事項等

#### 事前評価

（一定規模以上の研究開発や公共事業等について実施義務）

#### 事後評価の実施に関する計画（1年単位）

（施策目標ごとに行う実績評価等）

各種評価書の作成

評価書及びその要旨の公表

## 第4期基本計画のポイント（平成29年度～平成33年度）

### ① ロジックモデルを活用した評価

- 施策目標、施策目標を実現するための施策目標をよりブレイクダウンした複数の達成目標、それぞれの達成目標ごとの測定指標を設定することにより、**達成目標や測定指標を設定するまでのプロセス（因果関係）を明らかにした（＝ロジックモデルの活用）評価**を行う。

➡ 施策目標、達成のための課題、課題を踏まえた達成目標の設定、達成目標ごとの測定指標の設定により**それぞれの関係性を可視化する。**

### ② 政策効果の把握

- **「アウトプット指標」だけでなく「アウトカム指標」を設定することにより、施策の達成状況をより適切に把握**する。また、主要な指標をあらかじめ明示する。

- ・アウトプット指標：行政活動そのものや行政活動により提供されたモノやサービスの量・利用結果等を測定するもの
- ・アウトカム指標：行政活動の成果として国民生活や社会経済に及ぼされる変化や影響を測定するもの

### ③ 多様な実施主体が関与する施策の評価方法

- 地方自治体等の厚生労働省以外の実施主体が関与する施策の評価は、政策実現のための手段と効果の因果関係が複雑な場合も多い。
- このような場合には、**最終的なアウトカム指標に至る前段階として、アウトプット指標や短期的又は中間的なアウトカム指標をあわせて設定する等して、適切に政策効果を把握**する。